

（１）副会長の選任について

東御市障害者総合支援協議会設置要綱より一部抜粋

（役員）

第５条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

２ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

1. 計画の背景

①障がい者計画

本計画は「障害者基本法」の第 11 条第 3 項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい者計画」を策定することが定められています。

◆第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②障がい福祉計画

本計画は「障害者総合支援法」の第 88 条第 1 項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい福祉計画」を策定することが定められています。

◆第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③障がい児福祉計画

本計画は「児童福祉法」の第 33 条の 20 第 1 項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい児福祉計画」を策定することが定められています。

◆第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 東御市総合支援協議会の設置

計画の策定に当たっては「東御市障害者総合支援協議会設置要綱」の第2条に協議事項として「障害福祉計画等の策定、進捗管理に関すること」が定められており、「東御市総合支援協議会」を設置し、本計画を策定するための協議を行うこととします。

(協議事項) 第2条

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の整備に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 障害福祉計画等の策定、進捗管理に関すること。
- (5) その他地域の障害福祉に関すること。

3. 策定経過

①障がい者計画

- ・平成18年度～22年度の期間で「第1次東御市障がい者計画」を策定
- ・平成23年度～27年度の期間で「第2次東御市障がい者計画」を策定
- ・平成28年度～令和2年度の期間で「第3次東御市障がい者計画」を策定
- ・令和2年度、令和3年度～8年度の期間で「第4次東御市障がい者計画」を策定

②障がい福祉計画・③障がい児福祉計画

- ・平成18年度～20年度の期間で「第1期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成21年度～23年度の期間で「第2期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成24年度～26年度の期間で「第3期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成27年度～29年度の期間で「第4期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成30年度～令和2年度の期間で「第5期東御市障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定
- ・令和2年度、令和3年度～5年度の期間で「第6期東御市障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定

誰
も
が
自
分
ら
し
く
暮
ら
せ
る
ま
ち
を
目
指
す

I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために

1. 福祉サービスの充実
- ①障がい福祉サービスの充実 ②地域生活の支援の充実
③相談支援体制・情報提供の充実
2. 地域福祉活動の推進
- ①地域福祉活動の充実 ②ボランティア活動の推進
3. 生活安定支援施策の充実
- ①給付事業の推進 ②助成事業の推進
4. 雇用と就労支援の強化
- ①就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発
②一般就労の促進 ③福祉的就労の充実
5. 地域生活への移行支援
- ①地域移行支援の推進 ②居宅サービスの推進
③居住確保と日中活動の充実

II. 人権尊重と社会参加を促進するために

1. 障がいへの理解と権利擁護の推進
- ①相互理解の推進 ②虐待防止の推進
③権利擁護の推進 ④障がい者差別解消の推進
2. 交流・コミュニケーション支援の充実
- ①交流、ふれあい事業の推進 ②コミュニケーション施策の推進
3. スポーツ・文化芸術・余暇活動の充実
- ①スポーツ・レクリエーションの振興
②文化芸術活動の推進

III. 切れ目のないサービスを充実させるために

1. 療育体制の充実
- ①地域療育システムの充実 ②総合的支援体制の充実
③福祉人材の養成確保
2. 保健・医療サービスの充実
- ①健康づくりの推進
②社会的リハビリテーションの充実
③重度障がい・難病対策の推進 ④医療費の自己負担軽減
3. 子育て・教育の切れ目のない支援の充実
- ①障がい等の早期発見に向けた支援の充実
②切れ目のない支援の推進 ③特別支援教育の充実

IV. 安心して生活するために

1. 福祉のまちづくりの推進
- ①人にやさしい福祉のまちづくりの推進
2. 生活環境基盤整備の推進
- ①公共施設等の整備 ②住環境の整備
③道路環境の整備
3. 移動支援対策の推進
- ①移動手段の充実 ②移動支援の充実
4. 防災・防犯対策の推進
- ①防災対策の推進 ②防犯体制の充実

誰
も
が
自
分
ら
し
く
暮
ら
せ
る
ま
ち
を
目
指
す

I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために

1. 福祉サービスの充実
- ①障がい者・児の福祉サービスの充実 ②地域生活の支援の充実
③相談支援体制・情報提供の充実
2. 移動支援対策の推進
- ①移動支援の充実
3. 生活安定支援施策の充実
- ①給付事業の推進 ②助成事業の推進
4. 雇用と就労支援の強化
- ①就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発
②一般就労の促進と定着支援 ③福祉的就労の充実

II. 人権尊重と社会参加を促進するために

1. 障がいへの理解と権利擁護の推進
- ①相互理解の推進 ②虐待防止の推進
③意思決定支援、成年後見制度の推進 ④障がい者差別解消の推進
2. 交流・コミュニケーション支援の充実
- ①交流、ふれあい事業の推進 ②コミュニケーション施策の推進
3. 余暇活動の充実
- ①スポーツ・文化芸術活動の推進

III. 共生社会を実現させるために

1. 療育体制の充実
- ①地域療育システムの充実 ②一人ひとりに応じた教育の推進
③副学籍の推進 ④家族支援
2. 保育、医療、教育、福祉、就労等の連携支援の強化
- ①早期発見、早期支援の充実 ②切れ目のない支援の推進
3. 多様な障がいに対する支援
- ①発達障害等への支援の充実 ②医療的ケア児の支援体制の充実
4. 地域生活への移行支援
- ①地域移行支援の推進 ②居宅サービスの推進
③居住確保と日中活動の充実
5. 地域包括ケアシステムの充実
- ①包括的な支援体制の整備 ②地域包括ケアシステムの構築

IV. 安心して生活するために

1. 福祉のまちづくりの推進
- ①人にやさしい福祉のまちづくりの推進 ②地域福祉活動の充実
③ボランティア活動の推進 ④福祉人材の養成確保
2. 生活環境基盤整備の推進
- ①公共施設等の整備 ②住環境の整備
③道路環境の整備
3. 保健・医療サービスの充実
- ①健康づくりの推進 ②社会的リハビリテーションの充実
③難病対策の推進 ④医療費の自己負担軽減
4. 防災・防犯対策の推進
- ①防災対策の推進 ②防犯体制の充実

第6期障がい福祉計画成果目標と活動指標について

成果目標とは

・障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

活動指標とは

・県及び市において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

成果目標

1．施設入所者の地域生活への移行

項目	第5期目標	第6期目標
地域生活移行者数	平成32年度末に平成28年度末の施設入所者数(36人)の9%以上の移行	令和5年度末に令和元年度末の施設入所者数(39人)の6%以上の移行
施設入所者の削減数	平成32年度末に平成28年度末の施設入所者数(36名)の2%以上の削減	令和5年度末に令和元年度末の施設入所者数(39名)の1.6%以上の削減

活動指標

- ・訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数
- ・生活介護の利用者数、利用日数
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ・短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用数
- ・自立生活援助の利用者数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域移行支援の利用者数
- ・地域定着支援の利用者数
- ・施設入所支援の利用者数

2．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	第5期目標	第6期目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに、1ヶ所以上の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。	県のみ目標設定 (入院3ヶ月、6ヶ月、1年時点の退院率)

- ・精神障がい者における地域移行支援の利用者数
- ・精神障がい者における地域定着支援の利用者数
- ・精神障がい者における共同生活援助の利用者数
- ・精神障がい者における自立生活援助の利用者数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

3. 障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実

項目	第5期目標	第6期目標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上の地域生活を支援する拠点を整備する。	
地域生活支援拠点等の数		設置個所数
運営状況の検証及び検討の回数		市町村または圏域ごと1拠点以上を確保しつつ、機能充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討する。（設置個所数・検討実施回数）

4. 福祉施設の利用者の一般就労への移行

項目	第5期目標	第6期目標
一般就労への移行者数	平成32年度中に平成28年度の福祉施設から一般就労へ移行した人数（2人）の1.5倍以上。	令和5年度中に令和元年度の福祉施設から一般就労へ移行した人数（4人）の1.27倍以上。 就労移行支援 令和元年(1人)の1.3倍 就労継続支援A型 令和元年(1人)の概ね1.26倍 就労継続支援B型 令和元年(2人)の概ね1.23倍
就労移行支援事業利用者数	平成32年度末に平成28年度末の就労移行支援事業利用者の2割以上増加。	目標設定は無し
職場定着率の増加 <u>（新規）</u>		福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援を利用する。
		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

- ・ 就労移行支援の利用者数・利用日数
- ・ 就労定着支援の利用者数

5. 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合 削除

項目	第5期目標	第6期目標
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	平成30年度～平成32年度において、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合が50%を目指す。	目標設定は無し

6. 相談支援体制の充実・強化等 新規

項目	第5期目標	第6期目標
総合的・専門的な相談支援		実施回数
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数		支援件数
地域の相談機関と連携強化の取組		実施回数

7. 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築 新規

項目	第5期目標	第6期目標
障がい福祉サービス等に係る各種研修		県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市町村職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無とその実施回数

第2期障がい児福祉計画成果目標及び活動指標について

成果目標

1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	第1期目標	第2期目標
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上設置する。	令和5年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年度末までに、市または圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	令和5年度末までに、市または圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

2 主に重心障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	第1期目標	第2期目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上確保する。	令和5年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上確保する。

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	第1期目標	第2期目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。	令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等コーディネーターの配置		令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

活動指標

○児童発達支援の利用児童数、利用日数
○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
○障がい児相談支援の利用児童数
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

令和2年度東御市障害者総合支援協議会スケジュール

実施年月	第4次障がい者計画	第6期障がい福祉計画	第2期障がい児福祉計画	県
5月～6月	◎事業所及び団体との意見交換会 1 事業所 ・ちいさがた福祉会 5月28日 ・岩井屋 5月13日 ・ひまわりの丘 6月 2日 ・リカバリー 5月26日 ・笑明日 5月20日 ・みまき福祉会 5月14日 ・東御市社協 6月17日 2 団体 ・東御市身体障がい者福祉協会 5月27日 ・陽だまりの会 6月10日 ・東御市手をつなぐ育成会 5月18日 ・はこべの会 5月27日 ・ピカソクラブ 5月27日			
6月～7月	◎アンケート調査実施・集計 ・アンケート配布：6月上旬 ・アンケート回答期間：6月上旬～6月下旬 ・アンケート集計期間：7月上旬～7月下旬 障がい者向けアンケート 依頼者数 796名 回答者数 327名 回収率 41.1% 一般市民向けアンケート 960名 380名 39.6%			・第5期障がい福祉計画の進捗状況の報告
8月	◎第1回東御市障害者総合支援協議会 8月21日 ・概要説明・第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児計画のPDCA アンケート結果、意見交換会結果			
8月～9月	・素案作成			◎9月下旬 市→保健福祉事務所 第6期・第2期計画中間報告
10月～11月	◎第2回東御市障害者総合支援協議会 ・素案に対する意見聴取 ◎素案改正			
12月	◎庁議で説明 ◎議会説明（12月議会全員協議会） ◎パブリックコメントの実施			
1月中旬～下旬	◎第3回東御市障害者総合支援協議会 ・パブリックコメント反映、計画原案決定			◎1月上旬 市→保健福祉事務所 第6期・第2期計画最終報告 ◎1月中旬 保健福祉事務所→県 第6期・第2期計画最終報告
2月中旬	◎庁内手続き ・決裁等			
3月	◎印刷・製本 ◎配布			